

全熱交換器

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

(1) 評価の対象

評価の対象とした全熱交換器は、標準仕様書の当該事項に規定する次の機材である。

- ① 全熱交換器（回転形、静止形）
- ② 全熱交換ユニット

(2) 評価の範囲

- (イ) 全熱交換器及び全熱交換ユニットの形式（形番）は、製品のシリーズを表しており、多種多様な機種が含まれているため、納入機器ごとに設計図書との照合・確認が必要である。
 - (ロ) 適用範囲は次による。
 - (a) 2,000 m³/h 以上の回転形、静止形全熱交換器を評価の対象としている。
 - (b) 1,000 m³/h 未満の天井隠ぺい形全熱交換ユニット（カセット形は除く。）を評価の対象としている。
 - (c) 500 m³/h 以上 6,000 m³/h 以下の床置形全熱交換ユニットを評価の対象としている。
 - (ハ) 全熱交換ユニットは、標準形、加湿組み込形、コイル組み込形を評価の対象としているが、加湿器及びコイルを組込む場合は、方式、性能等設計図書に特記が必要である。
- (ニ) 全熱交換ユニットに加湿器及びコイルを組込む場合は、品質・性能について確認が必要である。

2. 品質・性能

(1) 材質等

主要な資材について、規定された材料が素材メーカーから製造所へ納入されていることを確認している。

(2) 性能

機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。

(3) 構造

標準仕様書に適合していることを確認している。

(4) 品質・管理

製造所での品質管理体制が整備されていることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の種類等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。
